

## 定期積金規定

### 1. (掛金の払込み)

- (1) 定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、通帳または証書に記載の約定の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。
- (2) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。  
なお、指定口座の残高が振替金額に満たないときは、その月の口座振替を行いません。（ただし、契約時に振替期間を7営業日とした時は、振替日から7営業日に限り振替を行います。）

### 2. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 3. (払込みの延滞)

この積金の払込みが延滞したときは、満期日を延滞期間に相当する期間繰延べます。または、通帳または証書に記載の約定の利回り（年365日の日割計算）による延滞利息をいただきます。

### 4. (給付補てん金等の計算)

- (1) この積金の給付補てん金は、通帳または証書に記載の金額となります。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ① この積金の契約期間中に掛金総額（通帳または証書に記載の給付契約金額から給付補てん金を差し引いた金額）に達しないときは、掛込日から満期日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
    - A 初回掛込日から満期日までの期間が1年未満のもの  
解約日における普通貯金利率
    - B 初回掛込日から満期日までの期間が1年以上のもの  
約定利回り×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、普通貯金利率とします。）
  - ② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときおよび定期性貯金共通規定第3条第4項の規定により解約するときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
    - A 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満のもの  
解約日における普通貯金利率
    - B 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上のもの  
約定利回り×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、普通貯金利率とします。）
  - ③ この計算の単位は1円とします。

### 5. (先掛割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が通帳または証書に記載の約定の掛込日前に払込まれたときは、先掛割引金を通帳または証書に記載の約定の利回りに準じて計算します。この場合、先掛日数の計算は、先掛累積積数と延滞累積積数を相殺し、差引積数を掛込残高で除算し、先掛猶予日数（7日）より大きいものに限りません。
- (2) 先掛分に応じて満期日の繰上げは行いません。

### 6. (自動処理の特約)

この積金は満期日が到来したときの自動処理について、自動満期処理の特約および自動再契約

の特約を申出により付すことができます。ただし、自動満期処理の特約は単独でも付すことができますが、自動再契約の特約は自動満期処理の特約とセットでの申し込みとなります。この自動処理は、払込の遅延等により満期日が繰延べされていないものに限ります。

## 7. (自動満期処理の特約)

前記第6条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。

### (1) 定期貯金へ預入れする場合の取扱い

- ① 預入れできる定期貯金は、自由金利型定期貯金<M型>、期日指定定期貯金のいずれかの預入れとします。ただし、満期日を指定する期日指定方式の取扱いはできません。
- ② 通帳扱いの定期貯金へ預入れする場合は、既に発行されている総合口座通帳および定期貯金通帳への預入とします。
- ③ 預入金額は、給付契約金(税引後)全額または指定した金額とします。
- ④ 定期貯金の適用利率は、振替日における当組合所定の利率とします。

### (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い

- ① 貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。
- ② 預入金額は、給付契約金(税引後)金額または前記第1項第3号の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします。

### (3) 自動的に解約し、指定された貯金に振替えられた後は、この積金を証書でご利用のときは、証書は無効になりますので、直ちに当店に返却してください。また、この積金を通帳でご利用のときは、満期日以後に解約明細を記帳いたしますので、通帳を提示してください。

### (4) この積金の満期繰延べがあったときは、自動処理の対象外とし、以後この自動満期処理の特約は解約されたものとして取扱います。

## 8. (自動再契約の特約)

### (1) 前記第6条により、自動再契約の特約の申出があった場合は、この積金の満期日に自動的にこの積金と同一の契約条件により新規に定期積金の契約をするものとし、以後も同様とします。ただし、当初契約日の応当日より約定の掛込日が遅い場合、満期日は約定の掛込日の応当日となるため、2回次以降の契約日は当初契約日の応当日と異なり、約定の掛込日の応当日となります。

### (2) 満期日到来のつど、新規に契約する定期積金の利回りは、契約日における当組合所定の利回りとなります。

### (3) 自動再契約の回数は、申込の回数により自動的に契約を更新します。ただし、申込回数は、最大99回までとします。

### (4) この積金の満期繰延べがあったときは、自動処理の対象外とし、以後この自動再契約の特約は解約されたものとして取扱います。

## 9. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通貯金利率によって計算した利息を支払います。

## 10. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として

取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 積金契約者等から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A 公告の対象となる積金であるかの該当性
  - B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

#### 11.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第10条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
  - ④ この積金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
  - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日  
以 上

（平成29年12月29日現在）